

佐賀県土木事務所処務規程（昭和29年佐賀県訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。

平成30年9月27日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>（所長の専決事項）</p> <p>第3条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(27)の3 略</p> <p>(27)の4 建築基準法第43条第1項ただし書の規定による建築の許可（建築審査会の包括的な同意（以下「包括同意」という。）を得ている許可に限る。）に関する事。</p> <p>(27)の5 略</p> <p>(27)の6 建築基準法第85条第5項の規定による<u>仮設建築物</u>の許可に関する事。</p> <p>(27)の7～(41) 略</p> <p>2～5 略</p> | <p>（所長の専決事項）</p> <p>第3条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(27)の3 略</p> <p><u>(27)の3の2 建築基準法第43条第2項第1号の規定による建築の認定に関する事。</u></p> <p>(27)の4 建築基準法第43条第2項第2号の規定による建築の許可（建築審査会の包括的な同意（以下「包括同意」という。）を得ている許可に限る。）に関する事。</p> <p>(27)の5 略</p> <p>(27)の6 建築基準法第85条第5項の規定による<u>仮設興行場等</u>の建築の許可に関する事。</p> <p>(27)の7～(41) 略</p> <p>2～5 略</p> |

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。